

第4章 第2期計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為だけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれた末の死であり、精神保健上の問題以外にも、社会・経済的な視点を含む「生きる支援」が必要です。自殺対策の本質が生きることの支援にあることから「いのち支える自殺対策」という理念のもと、計画の基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」とします。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

2. 計画の基本目標

令和10年までに自殺死亡率を13.0以下まで減少させる
(人口10万人当たりの自殺者数)

【目標設定の考え方】

国は、自殺総合対策大綱において、「令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させ、自殺死亡率を13.0以下とする」を目標として定めています。また、第4期愛知県自殺対策推進計画においても、国と同水準であることから自殺死亡率を13.0以下と定めています。

こうした国及び愛知県の方針を踏まえ、国、愛知県と同様に13.0以下とします。また、目標年度は、最終年度の令和10年とします。

項目	令和4年	目標値 令和10年
自殺死亡率	22.2	13.0以下

3. 計画の基本方針

(1) 生きることの包括的な支援としての総合的な施策の推進

- 1) 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やします
- 2) 様々な分野の生きる支援の連携を強化します

(2) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

- 1) 事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応などの段階ごとに効果的な施策を講じます
- 2) 自殺の事前対応の更に前段階での取り組みを推進します

4. 計画の基本施策

第1期計画の「対象に応じた重点施策」は、基本施策と重複している取り組みが多いため、基本施策の重点的な取り組みとして新たに位置づけ、取り組みを推進します。



(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺を個人的な問題とせず、社会的な問題として捉え、庁内及び外部の関係機関との連携により誰も自殺に追い込まれることなく安心して生きられることを目指します。



(2) 自殺対策を支える人材の育成

生活上の困難を抱える人に対し、身近に「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」ができる人材の育成及び相談技術の向上に取り組むことで、早期に気づき支える人を増やすことを目指します。



(3) 市民や企業への啓発と周知

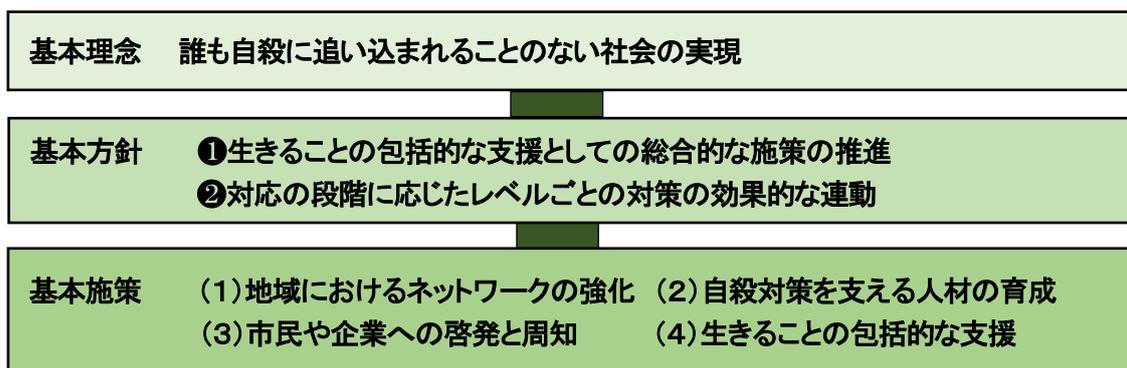
自殺の多くが追い込まれた末の死であること、そして自殺に追い込まれる人の心情や背景を理解することができるよう、自殺対策に関する正しい知識の普及に取り組むことで、支え合う地域を目指します。



(4) 生きることの包括的な支援

自殺リスクを高める「生きることの阻害要因」（失業や多重債務、生活上の苦痛、DV、虐待、雇用問題等）を低減させるとともに、自殺リスクを低下させる「生きることの促進要因」（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増加させる取り組みを推進します。

5. 計画の体系



基本理念、基本方針を踏まえ、誰もが生きる支援を受けられるように、地域全体で取り組む「基本施策」を進めていきます。また、本市の自殺の特徴を鑑み、「重点取り組み」の目標値を設定し、自殺対策を包括的に推進します。

基本施策の体系図(★:重点取り組み)

